

国立障害者リハビリテーションセンター運営委員会規則

国立障害者リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）の適正かつ円滑な運営を図るため、総長の諮問機関として国立障害者リハビリテーションセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第1条 運営委員会は、センター運営に関する重要事項について調査審議する。

（運営委員）

第2条 運営委員会は、委員25名以内で構成する。

2 委員は、障害者リハビリテーションに関する学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから、総長が委嘱する。

3 委員は、非常勤とする。

（運営委員会の開催）

第3条 運営委員会は総長の諮問に基づき、委員長が開催するものとする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（調査員の委嘱）

第5条 運営委員会の運営に当り、総長は、調査員を委嘱することができる。

2 調査員は、センターの運営に関する調査及び情報収集を行い、運営委員会の運営及び委員の活動を補助するものとする。

（委員長の選任等）

第6条 運営委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を掌理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を行う。

（議事）

第7条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 運営委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第8条 運営委員会の庶務は、企画統括官が総括し、企画・情報部企画課において処理する。

（会議の公開）

第9条 会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、委員長は会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録）

第10条 運営委員会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事となった事項

- 2 議事録は公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、委員長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、委員長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

附 則

- 1 この規則は、昭和54年12月1日から施行する。
- 2 第2条第1項の改正規定は、昭和58年4月1日から施行する。
- 3 第2条第1項の改正規定は、平成2年3月1日から施行する。
- 4 第2条第1項の改正規定は、平成4年4月1日から施行する。
- 5 第5条の規定は、平成9年4月1日から施行する。
- 6 第8条、第9条の規程は、平成13年5月9日から施行する。
- 7 この規則は、平成20年10月1日から施行する。
- 8 第2条第1項の改正規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 9 第7条の改正規程は、平成25年5月16日から施行する。
- 10 この規則は、令和7年12月1日から施行する。